

## 令和3年度長野合同庁舎ガスヒートポンプ定期点検業務契約書(案)

長野県長野地域振興局 局長吉沢 正(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)は、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(業務)

第2条 点検業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和3年度長野合同庁舎ガスヒートポンプ定期点検業務
- (2) 業務の内容 別添ガスヒートポンプ定期点検仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年12月27日まで

(点検業務の処理方法等)

第3条 受注者は、別添のガスヒートポンプ定期点検仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

2 前項のガスヒートポンプ定期点検仕様書に定めのない事項について必要がある場合は、発注者と受注者が協議して決定する。

(点検業務料)

第4条 業務料は、金 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

第5条 受注者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に支払うものとする。

2 発注者は、第6条の検査に合格したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

第5条 契約保証金は、 円とし、受注者はその納付に代えて発注者に対して次の担保を提供する。

2 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

第5条 契約保証金は、  
円とし、その納付は免除する。ただし、受注者はこの  
契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保  
険証券を発注者に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間に2回以上の履行実績等により、履行確  
実の場合）

第5条 契約保証金は、  
円とし、その納付は免除する。  
2 受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として  
発注者に納付するものとする。

（業務完了報告及び検査）

第6条 受注者は、点検報告書を業務終了後20日以内までに発注者に提出し、検査を受けなければ  
ならない。

2 受注者は、前項のほかに発注者が求めた事項については、速やかに報告しなければならない。

（業務料の支払）

第7条 受注者は、前条の検査に合格したときは、業務料を発注者に請求することができる。

2 発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から30日以内に業務料を支  
払うものとする。

（危険負担）

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた製造物品の亡失又はき損による損害は、請負者の負担  
とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者  
の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 請負者は、業務完了後1年間に、直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約  
の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当  
該製造物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。  
ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないもの  
とする。

（再委託の禁止）

第11条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特  
別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(施設等の貸付返還)

第 12 条 発注者は、当該委託業務の実施に要する次の施設等が無償で受注者に使用又は貸付けるものとする。

(1) 作業に要する場所

2 受注者は、当該委託業務の終了とともに借り受けた施設等を発注者に返還するものとする。

3 施設等の返納があったとき、発注者は、受注者の立ち会いのもとに検査を行うものとし、受注者の責めに帰すべき事由による減失、き損を発見したときは、受注者にその修理その他原状回復に必要な経費を支払わせるものとする。

(契約内容の変更)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議の上、作業料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第 1 項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 14 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、第 2 条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 14 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 15 条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第 2 条に規定する期間内に点検整備作業を完了しないとき又は第 6 条第 1 項に規定する期限までに報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から点検整備作業を完了した日又は報告書を提出した日までの日数に応じ、点検整備作業料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 7 条第 2 項に規定する期限までに点検整備作業料を

支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、点検整備作業料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

- 3 受注者は、第12条及び第12条の2の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 5 受注者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。
- 6 受注者は、第9条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

#### (賠償の予約)

第16条 受注者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

#### (秘密の保持)

第18条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

発注者 長野市大字南長野字南県町686-1

長野県長野地域振興局長

吉沢 正 印

受注者

印